

国に35人以下学級早期実現要望 (県教委) 長時間過密労働解消には人員増を! (香教組)



発行所
高松市田村町1033-3
TEL (087) 867-4797
FAX (087) 867-6446
kakyoso@kakyoso.com
香川県教職員組合
定価 1部50円 1月100円
組合員の購読料は組
合費に含む

香教組ホームページ
http://kakyoso.com/

12月22日 (土)
10:00~
第316回
中央委員会
香教組会館
2階会議室



対応する工代教育長

11月15日、香教組は2019年度当初予算に関して県教委と交渉を行いました。現場の具体的な状況を示しながら、教職員の賃金の改善や、長時間過密労働解消に向けての施策について要望しました。

少人数学級の継続・拡充を

組合 放課後は陸上の練習・生徒指導等全体の仕事でいそがしい。学年団で授業等の打合せをするのは6時からになる。勤務時間が遅くなり、8時9時に退庁をしている人が多い。月40時間の残業を守っても持ち帰り仕事や休日に学校で仕事をする事になる。多忙化解消のためには、人を増やすしかない。教職員の健康も考えて取り組んでほしい。

組合 うちの学校は児童数が減少傾向。3クラスが



冒頭で発言する大久保香教組委員長

2クラスになった学年が多い。そうすると各クラス30人を超えて多くなり、学級は落ち着かない。狭い場所に押し込められて、友だちとの関係も前のようにはいかなくなるようだ。そこを少人数学級にするだけで子どもたちは落ち着いて友だちと関われるようになる。学力向上にもつながる。そんな声を教師同士でもよく聞く。是非、人を増やしてほしい。

組合 本来は国がするべきところだが、県独自で5・6年も35人以下学級にしてくれた方が子どもたちの苦しみが少ない。決める決めないで学校

が揺れる。学級担任の負担も減らし、空き時間も確保するそれが一番子どもたちにもよい方向につながる。

県教委 県の方でも、少人数指導の加配も残しつつ少人数学級の先生も確保できるのが一番よいと判断しているがそこまでの予算は確保できない。働き方改革の中で教員を増やさないと実際の解決にはならないと判断している。そこで、6月と7月に

全国都道府県教育長討議会、全国都道府県教育委員会討議会があり二度とも義務標準法改正して35人以下学級を早期に拡充してほしいと要望しているところである。

特別支援学級編制基準を8割から6割に引き下げを

組合 就学指導の話合いで学校を決定する権利が平成14年から保護者に移った。それまでは、就学時判定は行政指導だった。どこの学校でこの学級に入るかは学校での話し合いだった。現在では、特別支援学級相当の子が通常学級にいたり、特別支援学校相当の子が特別支援学級にいたり、特別支援学校相当の子が通常学級にいたりしている。インクルーシブや共生社会を反対するつもりはないが、通常学級に支援学級相当の子が相当数に籍する事態になっている。ところが特別支援学級担任の法律は変わらず昔から8人が上限。法律はあるが、法律にそもそも合っていないよう

な実情がある。以前は特別支援学級に入級することに躊躇していた保護者も多かったが、最近は特別支援学級は人気。入ったら個別に丁寧に対応してくれると思っていからだ。ところが、異学年で複数の子どもが在籍する現状では1人1人対応はできない。早急に配置をお願いしたい。

学校の状態はよく分かった。国のルールはあるが、県の方でも通級指導のための加配、特別支援学級を支援する加配、発達障害の子どもの支援のための加配を小中合わせて60校配置している。加配がついていない学校は何かやっているが、そうでない学校は特別支援学級の担任の先生が大変、苦労されている様子が窺える。

組合 60校は特別支援学級の数ではない。まだまだ足りない。さらに増員をお願いしたい。

年休権・公務災害手続きについて

組合 三観で部活動の指導をしている中学校教師が、県大会の役員をしており、年休を取得して高松の大会の会場を取りに行こうとした。校長に申請したところ、「別の日に変えてくれんか?」と言われた。年休を変えさせるのはおかしいのではないか?

年休は理由を聞かずに取得できるもの。ましてや、日程変更はありえない。理解が難しい。(裏面の小黒板に詳細あり)

別の学校で体育教師が授業で模範演技中に「公務災害にしますか?」と聞かれた。聞かれずとも公務災害にするのが当たり前ではないか。おかしいと思う。公務災害の手続きに煩雑さはある。しかし、メリットデメリット関係なく公務災害手続きはしなければならない。

働き方改革のランの検証を

組合 今年度は業務が減らず、逆にぎゅうぎゅう詰めでいそがしい。業務の改善につながっていない。人事委員会も指摘しているとおり、「学校現場において長時間勤務が常態化」している。「教職員の働き方改革プラン」をもっと進めていくことが大切である。そのためには、改革がスタートした本年度は特に現場での具体的な検証が必要である。

義務標準法が改正され、教員が1.5倍に増えると教職員の働き方もずいぶんゆとりが生まれると思う。今年カウンセラーが新規採用者の学校に赴き順次カウンセリングをしていっている。状況報告をいうと、新規採用者は仕事熱心で、着任した途端突っ走る。6月にピークを迎え、8月にすこし休んで、9月、10月にまたピークを迎える。教職員の健康にも気を配っている。少しでも働きやすい職場をこれからめざしていきたい。

教育行政キャラバン(11/19~22)

香川の教育をよくする県民会議、県下各市町を回る

教育の前進の鍵は地方行政にあり

毎年「香川の教育をよくする県民会議」は、県下各地を回りながら「教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める要求署名要望書」を提出し、各市町の教育行政の様子を伺ったり、要望を届けたりする教育行政キャラバンを行っています。今年度は、11月19日、22日の4日間で行われました。

35人以下学級実現と市町の人員配置

県教委によると、今年から少人数指導加配を専科や学級担任として活用してもよいことになっており、県

下で少人数学級を実施しているのは5年生で19校、6年生で25校、中学2年生で15校、3年生で19校になりました。高松市や綾川町は更に市町独自の少人数学級対応の講師を派遣しています。また、市町独自で教育支援にも力を入れており、複式学級解消のために講師を雇ったり、特別支援教育支援委員として多くの人を学校に派遣していることも分かりました。三豊市は特別支援教育支援員を小中合わせて79名雇っています。

入学援助や奨学金の拡充

生活困窮世帯への小中入学時の入学準備金を支給するように

長年要請を行ってきたが、今年度より県下8市9町すべてが入学準備金を支給するようになりました。申請により3月末までに入学準備金が支給されます。今後は、その支給時期を早めること、周知方法などを市町に検討してほしいと要望しました。また、全国に広がる「給食費無償化」の動きも伝え、現在、議会で無償化に

訪問日		訪問先
月日	曜日	
11月19日	月	土庄町教委
		小豆島町教委
		三木町教委
11月20日	火	高松市教委
		善通寺市教委
		多度津町教委
11月21日	水	丸亀市教委
		直島町教委
		香川県教委
11月22日	木	三豊市教委
		観音寺市教委

2018年11月 日
町教育委員会
教育長 殿

香川の教育をよくする県民会議
会長 太田 展 生

教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める要求署名要望書

いま貧困と格差拡大が子どもたちの教育に大きな影響を与えています。私たちは憲法、子どもの権利条約にもとづいて、すべての子どもたちに確かな学力と民主的な人格を形成する教育を実現しなければならぬと考えています。一人ひとりの子どもたちにゆきとどいた教育を実現するために、次の事項について、今後の方向性も含め、懇談していただきその実現を要請するものです。

記

- 1 すべての小学校・中学校・高等学校で少人数学級を実現してください。
- 2 子どもと向き合う正規の教員を増員してください。また、教員員の長時間過労労働解消のために働き方改革プランを着実に進めてください。
- 3 歴史の事実を歪め、戦争を美化するような教科書を採択しないでください。教科書採択は、現場の教員の声を反映させ、教育委員会の採択会議を公開にしてください。
- 4 小・中学校、県立学校の教材費、給食費など学校納付金を無償にしてください。
- 5 高校生や大学生に対する給付制の奨学金制度、就学援助制度を創設してください。
- 6 私学助成を大幅に増額するよう県に働きかけてください。
- 7 父母・住民合意のない高校の統廃合を押しつせず、小規模校や定時制高校を減らさないでください。
- 8 地域の小・中学校を守るため、学校選択制や小中一貫校導入や統廃合を押しつけないでください。
- 9 学校現場職員の業務の民間委託をせず、正規採用を継続し、身分・待遇を保障してください。
- 10 体育館などの施設を含めた学校の施設・設備を改善し、地震に耐えられる校舎にしてください。
- 11 義務教育費国庫負担制度を維持・拡充するよう国に働きかけてください。
- 12 障がいがあるすべての子どもたちの教育の充実に向け、特別支援児学校の施設・設備の充実、狭くゆとりがない環境の解消のための学校新設、教職員増など教育条件を整備してください。
- 13 子育て支援施策を充実させ、就学前の保育および教育をどの子にも保障してください。

以上

働き方改革導入の市町の現状

訪問したすべての町で出勤管理システムを導入してしました。また、夏季休業日の学校閉庁日も最低3日、土日と合わせて連続5日取れるように工夫されており、宇多津町では閉庁日5日間、土日と合わせて7日間連続休暇が取れるようになりました。部活動の休養日は概ね県のガイドラインに準じた休養日。夜間休日の留守番電話対応については、設備は全市町で導入しています。しかし、運用については、地域や保護者との様子を見ながら導入していくという市町もありました。そして、どの市町も「先生達はまだまだ遅くまで勤務しとるなあ。」という印象を話していました。

年休、別の日に取って?

「年休、別の日に取って?」という質問が、県教委の研修でよく聞かれます。年休は、原則として連続して取るのが一般的ですが、仕事の内容や体調によっては、別の日に取ることも必要です。例えば、年末年始の繁忙期や、子どもの行事がある場合など、年休を別の日に取ることで、業務の円滑な進行や、子どもの成長に貢献することができます。また、年休を別の日に取ることで、体調を整え、仕事に集中することができます。県教委では、年休の取得方法や、年休を別の日に取る際の注意点を、研修で詳しく説明しています。



「年休、別の日に取って?」という質問が、県教委の研修でよく聞かれます。年休は、原則として連続して取るのが一般的ですが、仕事の内容や体調によっては、別の日に取ることも必要です。例えば、年末年始の繁忙期や、子どもの行事がある場合など、年休を別の日に取ることで、業務の円滑な進行や、子どもの成長に貢献することができます。また、年休を別の日に取ることで、体調を整え、仕事に集中することができます。県教委では、年休の取得方法や、年休を別の日に取る際の注意点を、研修で詳しく説明しています。